

(1) 新ごみ焼却施設整備に向けた現状は？

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（平成28～37年度）は、「安全で安定したごみ処理を継続していくために、新たなごみ焼却施設の建設が不可欠であることから、平成37年度の稼働を目指し、新ごみ焼却施設の整備を行います」と基本方針にうたっています。新ごみ焼却施設整備の現在の状況と平成30年度の取組みについてまず伺います。

【市長答弁】

◆行政計画として決定している山崎下水道終末処分場未活用地での建設を基本としているが、現在可燃ごみの広域連携での処理の可能性も協議しており、29年度末までに本市の方向性について一定の結論を出すように考えている。

◆30年度の取組みとしては、山崎での建設を前提に、これまで市が説明してきた施設整備の考え方や周辺のまちづくりについて視覚的にわかりやすい資料を作成し、周辺住民と話し合っていく。

(2) どの時点で鎌倉のごみを逗子に焼却委託しようと言うのか

鎌倉市は、2016年7月末に逗子市・葉山町と「ごみ処理広域連携の覚書」を結び、同市町とごみ処理広域化検討協議会を随時開催していますが、2017年11月開催の協議会で、「鎌倉市の可燃ごみの逗子市施設での広域連携の可能性」を検討項目に追加するよう要請し、了承されています。

覚書に基づく「ごみ処理広域化実施計画」の策定状況はどのようになっていますか。また既に観光厚生常任委員会に示された実施計画の「素案」では、施設整備面での連携を、鎌倉市の名越クリーンセンターが停止する平成36年度までを「第1期」、その後の37（2025）年度～39年度までを「第2期」と区分していますが、広域化検討協議会の検討項目に追加させた「鎌倉市の可燃ごみの逗子市施設での広域連携」というのは、期間としては第1期の話なのか、第2期の話なのか、明確にお答えください。

【市長答弁】

◆広域連携の協議では、実施計画の策定にあたり、新たな検討要素として可燃ごみ広域連携の可能性について協議しており、特に、2市1町の可燃ごみの焼却量や鎌倉市が担う役割について様々な検討を行っている。このため、策定期間については、今年度中を目途に進めてきたが、柔軟に対応することを逗子市、葉山町と確認しているところである。

◆現在、2市1町の検討協議会で協議している可燃ごみの焼却の可能性については、名越クリーンセンターの焼却停止後の第2期以降のこととして協議している。

逗子市には頼れない（意見）

工事等で炉を休止する事態や緊急を要する災害時等において、鎌倉市と逗子市の焼却施設の相互連携を行うことについては、これまで説明されてきました。また、鎌倉市の新焼却施設の稼働が、目標とする平成 37 年度よりも 1, 2 年遅れた場合、つなぎとして逗子市に燃やすごみの一部を焼却委託する事態はありうると考えます。

しかし、逗子市に焼却委託をし、加えて複数の処理策を組み合わせれば、**新焼却施設を作らないで済む**ということは、**逗子市の焼却施設の処理能力と稼働年限を考え合わせればありえません**。稼働年限について言えば、逗子市のクリーンセンターは 1982 年の稼働で、耐用年数は、大規模改修後 15 年間、2029 年までと想定されています。情報公開で入手した広域化検討協議会勉強会の会議録を見ると、逗子側から「できるだけ長く稼働させたい。一炉ずつの運転なので通常より長く稼働できるのではないか」との発言もなされていますが、名越の稼働停止後、長くて数年しか委託できないと想定すべきです。

(3) 今泉クリーンセンターにつくる生ごみ減容化施設とは？

広域連携の方向性を、さらにわかりにくくさせているのが、30 年度予算で**今泉クリーンセンターの敷地内に「生ごみの減容化施設」を建設する**計画が浮上したことです。有機物を効率よく分解する微生物を多く含む木片チップに生ごみを混ぜ込んで発酵分解させ、容積を大幅に減じさせる HDM という方式の施設です。葉山町が廃止した焼却施設の跡地に建設し、広域連携の枠の中で同町と逗子市の生ごみを処理する予定の施設と同じタイプのものであるとのこと。

施設の規模や処理能力について現時点でどのように想定しているのかお尋ねします。

【市長答弁】

生ごみ減容化施設の規模や能力については、実効性のある処理体制を構築するため、**段階的に施設整備**を図ろうと考えている。まずは効率的な処理体制等の検証のため、**小規模の施設の整備**とし、**処理量については日量 5 トン未満**と考えている。

(4) 広域連携の生ごみ処理は、いつ家庭系に方向転換したのか

生ごみの資源化については、広域連携の覚書の基本方針に「2 市 1 町は、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化を共通の課題とし、連携をして取組みを進めます」とあります。しかし、これまで市は、「2 市 1 町の広域化においても、家庭系生ごみについては生ごみ処理機の普及により減量を進める」、「広域連携での検討課題は事業系の生ごみであるが、登録再生利用事業者が少ないことがネックになっている」と説明してきました。

今回の減容化施設が家庭系の生ごみを処理するものであると聞いて唐突な感じを否めません。**広域化検討協議の中で、いつの時点でどのような理由で事業系生ごみから家庭系生ごみにシフトしたのでしょうか。**

【市長答弁】

2 市 1 町のごみ処理広域連携の**覚書の中で生ごみの資源化に連携して取り組むことを位置づけ**、広域化実施計画の協議を進める中で、**逗子市および葉山町が葉山町に減容化施設を整備し、家庭系ごみを資源化する計**

画を進めることとなり、本市において生ごみの資源化を第3次一般廃棄物処理基本計画に位置づけていることから、昨年8月に開催した広域化検討協議会において、本市においても生ごみの資源化を検討する考えを示したものである。

なお、事業系生ごみの減量についても引き続き2市1町で連携して取り組むこととし、登録再生利用業者の活用促進について、検討協議会の中に勉強会を立ち上げて検討を行っている。

(5) 減容化施設を検討していることは地元情報提供されているのか

ごみ処理広域化に関しては、「覚書」は市のホームページにアップされているものの、2市1町の広域化検討協議会の会議の記録はアップされておらず、どのようなことが話し合われているのか情報不足です。そこで12月に「広域化検討協議会とその部会の会議録」を情報公開請求しました。

先ほど減容化施設について唐突と申し上げました。実際に唐突なのですが、約1年前、2017.3.10開催の広域化検討協議会勉強会の概要を見ると、逗子市が生ごみの減量化・資源化施設について「埼玉県久喜宮代衛生組合が行っているHDM方式の減容化が候補である」と発言し、葉山町も賛同しています。

その箇所を見て、逗子市・葉山町による施設整備の話なのだ、と考えていたところ、2017.8.28の広域化検討協議会では、鎌倉市が「生ごみの資源化は、覚書でも共通の課題となっており、生ごみ処理施設については、鎌倉市においても減容化施設の検討等していきたいと考えている」と発言していました。

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画では、今泉クリーンセンターについて、「焼却停止後の平成27年4月以降、新ごみ焼却施設が稼働する予定の平成37年3月までは、事業系燃やすごみ等を名越クリーンセンターへ搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきます。それと併せて、焼却施設以外のごみ処理施設としての利活用を検討していきます。」とされており、後段の「焼却施設以外のごみ処理施設としての利活用」に関しては、これまでも、生ごみを炭にしたり固形燃料にしたりする施設の可能性が取りざたされてきたところです。

「焼却施設以外のごみ処理施設としての利活用」を基本計画にうたっているところまでは、地元の住民に承知していただいているのだと思いますが、具体的にHDM方式の減容化施設を検討していることについては、情報提供はされているのでしょうか。

【市長答弁】

地元への情報提供については、29年12月19日に開催された鎌倉市今泉クリーンセンター連絡協議会の中で今泉クリーンセンターの焼却施設の跡地を活用し、段階的に生ごみ減容化施設を建設する旨の説明を行った。今後は具体的な整備の内容やスケジュールについて提案をするとともに、先進都市の視察や取り組み状況について丁寧な情報提供を行い、地元の理解を得られるよう進めていく。

(6) 戸別収集開始の布石を打つことではないのか

気になるのは、市長が有効な施策であるとして全市実施を目標として掲げ続けている**戸別収集との関係**です。神奈川ネットでは、新焼却施設の建設で大きな財政負担が見込まれる中、費用対効果を考えると**戸別収集は行なうべきではない**、と考えております。

しかし、これについても情報公開請求をしましたが、市は昨年秋に「燃やすごみ戸別収集運搬業務・収集車両 5 年リース・鎌倉市全域収集」という内容で鎌倉廃棄物資源協同組合に見積依頼をおこない、9 月 14 日に単価ベースの見積書を出してもらっています（ごみ減量課で単価ベースから積算した合計額は、年額 6 億 1778 万 8248 円）。

減容化施設で処理する生ごみの収集方法は 30 年度以降に検討するようですが、検討の結果「生ごみと生ごみ以外の燃やすごみを分けて収集するには、戸別収集を行うしかない」ということにはなってしまう可能性はあるのですか。

市長の市政の舵取りを見ると、公的不動産の利活用にしろ、深沢地域の整備事業にしろ、市役所の組織再編にしろ、本当の目的は何なのか、市長の真意は何なのか疑心暗鬼にならざるを得ないことが多すぎます。**減容化施設での家庭系生ごみ処理が、戸別収集開始の布石を打つことを意味するのかどうか**、明快にお答えください。

【市長答弁】

◆**戸別収集の開始**については、これまでのモデル地区での実施の検証結果を精査し、経費や収集等について委託業者やモデル実施地区の自治町内会長と意見交換をしながら**見通しを検討している**ところである。

◆**減容化施設での家庭系生ごみ処理**に当たっては、**家庭系生ごみの分別収集が必要**となり、市民への負担増や混乱を避けるため、**戸別収集の対象品目や開始時期を、生ごみ処理施設の稼働開始時期と調整しながら決定する必要があると認識**している。

(7) 焼却施設を作らないという方向性につながるものなのか

再び、「鎌倉市の可燃ごみの逗子市施設での広域連携の可能性」を検討している問題に戻ります。小さい規模で始めてその後施設規模を大きくしていくと、**今泉クリーンセンターの敷地内だけで年間処理量で数千トンを超える規模の生ごみが処理できる**ようになる可能性があると推測されます。

逗子市・葉山町でも同種施設で生ごみの減容化が行われて逗子の焼却施設で燃やす 1 市 1 町のごみが減り、その分鎌倉の燃やすごみの受け入れ可能量が増えます。また、2 市 1 町で減容化施設を整備して燃やすごみから生ごみを同程度に抜き出すと、焼却に回す分の「ごみ質が均一化」し、同じ焼却炉で燃やしやすという状況も生まれます。

このように減容化施設整備にまつわる展開を予想することもできるわけですが、その上で伺います。**減容化施設を建設する目的は何ですか**。鎌倉市が**新たな焼却施設を作らない方向へシフトする一環**なのですか。

【市長答弁】

生ごみ減容化施設設置の目的については、生ごみの資源化は、**第 3 次一般廃棄物処理基本計画**中の「さらなる焼却量の削減と資源の有効利用を促進するため、処理コストを考慮しながら、資源化方法の改善を図ると

ともに、資源化品目の拡大（製品プラスチック、木くず）、新たな資源化（皮革製品、羽毛・綿衣料品、紙おむつ、**生ごみ**など）や分別区分の見直しの検討を行い、可能な品目から順次実施します」との**位置づけを踏まえ**て家庭系生ごみの資源化を図ろうとするもので、**焼却施設建設に関わらず実施する**ものである。

向き合うべき課題から目をそらすな（意見）

答弁を伺う前に申し添えれば、山崎浄化センター敷地内に新焼却施設を作る計画を、**逗子の焼却施設に委託する方向にシフトできるとは容易に考えられません**。既に述べたとおり、焼却施設の稼働年限を考慮すれば、「安全で安定したごみ処理の継続」にはならないからです。神奈川ネットは、将来にわたって安定したごみ処理を行うためには、市内に焼却炉を造るべきだと考えています。様々な可能性、選択肢を検討することはよいのですが、**向き合わなくてはならない新焼却施設建設という課題から目をそらすべきではありません**。

生ごみの減容化施設を作ることにより、千トン単位であっても燃やすごみの量を減らせること、特に新焼却施設で処理する可燃ごみの量が減って、収集車両の台数も減れば、新焼却施設建設予定地周辺の負担軽減にもつながるのであれば、減容化施設の整備は方向性としては望ましいです。

しかし、この構想に至った経緯や目的には様々な要素が絡み合っていてわかりにくい状況です。HDM方式の有効性や予想される収集方法、費用対効果、生ごみを燃やすごみから抜き取ることの新焼却炉整備への影響などについては、予算審査の特別委員会で確認し、施設整備の是非を判断致します。

(8) 声掛けふれあい収集の拡大について

続いて、声かけふれあい収集について伺います。神奈川ネットでは、もとよりごみの減量化・資源化は推進する立場で、長年にわたり様々な提案をしてきました。一方で、燃やすごみの量を年間3万ト以下に抑えるために費用対効果の少ない資源化策をなりふり構わず講じることについては、疑義を呈してきました。また、戸別収集についても、既に述べたとおり費用対効果に考慮して拙速な実施を行わないよう求めてきました。しかし、高齢化が進む中、**ごみ出しが負担になっている方が増えている状況も看過できない**と考えています。そこで、繰り返し**声かけふれあい収集の要件を緩和して、手助けを必要とされる方がもっと多く利用できる**ようにするべきであると申し上げてきました。鎌倉市総合計画第3期基本計画の後期実施計画では平成29年度～31年度の3か年にわたり「ふれあい収集の拡大」が掲げられています。**拡大の状況はどうなっているでしょうか。**

【市長答弁】

現在、介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯に限定されている声かけふれあい収集に加えて、**一人暮らし高齢者登録制度**を利用し、**日常生活に不安を抱えていると思われる高齢者を対象に、新たな収集の方策を検討**している。

平成30年2月には、一人暮らし高齢者の登録をしている方を対象に、意向調査を行い、新たな収集に対する需要を把握しているところである。調査結果を分析して、対象者を確定し、**30年度中に新たな収集施策として実施する**予定である。